

# 第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 33号

発行：2012年12月27日

連絡先：大和市桜森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL：<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

## 12月10日(月)10時30分から 第22回口頭弁論が開かれました

第22回口頭弁論が12月10日(月)10時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。今回の口頭弁論では弁護団から、判決に大きなインパクトを与える準備書面や意見書が提出され、これらの弁論が行われました。

今回提出された主な書面は

### 1. 準備書面(27)

松井 芳郎 名大名誉教授 「意見書：厚木基地第1次訴訟最高裁判決の問題点—国際法原則の無理解を中心に—」に基づいた詳細陳述書面  
・第1次訴訟で「飛行差し止め」を棄却した最高裁判決の誤りを質した意見書  
\*松井教授「意見書」は7月25日 第20回口頭弁論で提出し補足弁論を行った

弁論：関守 麻紀子弁護士

### 2. 訴えの追加的変更申立書

・「行政訴訟：飛行差し止め請求」に関する「請求の法的根拠等」の追加書面  
弁論：常磐 重雄弁護士

### 3. 岡田 正則 早大大学院教授 「鑑定意見書：航空機基地騒音の差し止め請求と改正行政事件訴訟法」

・厚木基地を離発着する航空機の飛行を差し止める法的根拠、  
厚木基地訴訟最高裁判決を前提とした法的救済方法の分析と法的検討など

弁論：福田 隼弁護士

などです。それぞれの詳細については 安永 佳代弁護士の解説を参照して下さい。 また、被告国からは

1. 準備書面(36) 受忍限度の判断や損害額の算定には、昼間騒音控除後のW値及び地域類型を併せて考慮すること
2. 人証申出書 騒音区域内に転居してきた経緯等について尋問し、航空機騒音の存在について認識し、それによる被害を容認して転居してきたことを立証 = 危険への接近ということで 原告10人の本人尋問申請が提出されましたが、弁護団では既に証明済みで有り取返して反論はしない方針です。

## 第22回口頭弁論について

弁護士 安永 佳代



### 第1 平成24年12月10日に開かれた弁論期

日では、①訴えの追加的変更申立書(行政事件)、②準備書面(27)(民事事件)、③岡田正則教授の意見書(行政事件)について、それぞれ、執筆を担当した弁護士が、説明を行いました。

### 第2 訴えの追加的変更申立書について(常磐弁護士より説明)

従前の請求に加え、本書面で、当事者訴訟として①給付請求②義務確認請求③義務不存在確認請求をそれぞれ追加しました。

①給付訴訟は、航空機騒音の差し止めを求める給付訴訟を、「当事者訴訟」として提起するものです。当初に原告らが提起した差し止めの訴訟は「抗告訴訟」としての給付訴訟であり、種類が異なります。抗告訴訟では処分性などの厳格な要件が求められますので、仮に本件で処分性の要件を充足しないと裁判所が判断した場合に、追加した請求が、重要な意味を持つてくるものです。

①義務確認訴訟は、被告に一定の騒音を原告らに到達させてはならない義務があることの確認を、③原告らには、一定以上の騒音の受忍義務がないことの確認を、「当事者訴訟」として求めるものです。

後述しますが、当事者訴訟は、平成16年の行政事件訴訟法改正で明文化されたもので歴史はまだ浅く、判例上も運用が固まっているとは言い難い状況です。そのため、原告側としては、考えられる形式の請求をすべて挙げ、一つ一つについて、裁判所に判断をしてもらうこととしました。

### 第3 準備書面(27)について(関守弁護士より説明)

厚木基地1次訴訟最高裁判決は、「上告人ら(原告ら)が米軍機の離発着等の差し止めを請求するのは、被上告人(被告国)に対してその支配の及ばない第三者の行為の差し止め

を請求するもの」というべきであり、主張自体失当であると判示しました。この背景には、米軍は地位協定3条1項により排他的な管理権を保有し、結果、地位協定及び関連国内法に特段の定めがない限り、日本国内法規の適用がないとの認識があるようです。

本書面は、かかる最高裁判決の判断の誤りを指摘した松井芳郎名古屋大学名誉教授の意見書を解説した書面で、概要は以下のとおりです。

厚木飛行場の中心を占める滑走路等の部分は、地位協定2条4項bが適用される施設・区域であり、領域主権の原則からすれば、日本が管理し、日本国の法令が適用されます。すなわち日本が管理する施設・区域であり、米軍に対しては、その使用を許可するという関係にあるのです。

そうであれば、日本は米軍に対して滑走路等の使用を許可するにあたって、日本国法令を遵守することを条件とすることも、当然にできることで、米軍は「支配の及ばない第三者」ではないのです。この点から、最高裁判決は根本的な誤りを犯しており、原告らの航空機騒音差し止めの請求は、正当なものです。

### 第4 岡田正則教授の鑑定意見書(福田弁護士より説明)

本意見書は、岡田正則早稲田大学大学院法務研究科教授によって書かれた「航空機基地騒音の差し止め請求と改正行政事件訴訟法」の書面です。

基地訴訟において、自衛隊機騒音に対する差し止め請求について、厚木基地訴訟最高裁判決は、何が公権力の行使に該当するのかが明らかにしないまま、民事差し止め請求を却下しました。法律上の争訟(事件)であることが明らかであるのに、司法裁判所が裁判を行わないという、憲法32条、裁判所法3条違反の異常な事態が今も継続しています。

平成16年には大幅に行政事件訴訟法が改正されて、現在の行政訴訟の閉塞的状況を打破し、国民の救済範囲を拡充することが一つの柱とされました。具体的には、処分性(行政処分の該当性)の拡大、差し止め訴訟の活用、当事者訴訟の活用などです。

本件において、原告らは被告に対し、この行政事件訴訟法の改正に対応した形で請求をしています。処分該当するとして差止訴訟及び、同時に前述したように当事者訴訟を提起して、裁判所に判断を求めています。いずれにせよこれらの請求は、裁判所に対し、これ以上司法消極主義に陥ってはならないとの原告らの強い訴えであり、これは平成16年の行政事件訴訟法改正の趣旨に通じるところです。すなわち現在の行政訴訟の閉塞的状況を打破し、国民の救済範囲を拡充することが、改正行政事件訴訟法からも明確に求められているのであるから、裁判所にはそのことをしっかりと受けとめて、本件航空機騒音差止めを判断してもらいたいと思います。

## 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 各訴訟団の活動について

私たち第四次厚木爆音訴訟原告団とともに、全国で爆音訴訟を闘っている各訴訟団の最近の主な活動についてお知らせ致します。各訴訟団では政府や各基地の動きを判断しながら、新たな爆音訴訟の立ち上げ、来年春を目標にした訴訟立ち上げ準備活動の展開、オスプレイの訓練飛行差止め訴訟など爆音被害の解消に向けて現在審理中の爆音訴訟を闘いながら様々な活動を行っています。

### ◆「横田・基地被害をなくす会」

「第9次横田基地公害訴訟」  
原告137人で提訴

「横田・基地被害をなくす会」では、かねてから新たな爆音訴訟を起こすための準備に取り組んでいましたが、12月12日(水)午前「第9次横田基地公害訴訟」を東京地裁立川支部に原告137人が提訴しました。

横田訴訟団は、米軍横田基地周辺の住民が1976年(昭和51年)から繰り返し裁判で闘って来ました。

今回の請求は

1. 午後7時から翌朝8時までの間すべての航空機の飛行とエンジンの作動禁止
2. 午前8時から午後7時までの間、原告の居住地内に70dBを超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。
3. 原告の居住地の上空で航空機による旋回、急上昇、急降下の訓練をさせてはならない。
4. 損害賠償は、一人当たり過去分として82万8千円と、今後爆音なくなるまでの間、一ヶ月当たり2万3千円を請求しました。浅野 三三原告団長は記者会見で「赤ちゃんからお年寄りまで、静かに安全・安心な生活ができるようにしてほしい」と訴えました。



### ◆「岩国爆音訴訟原告団」 「オスプレイ飛行差止め」を求め提訴

「岩国爆音訴訟団」は、「岩国基地で米海兵隊の新型輸送機MV-22オスプレイの一切の離着陸とエンジンテストの差止めを」求め、国を相手取り11月28日(水)原告28人が山口地裁岩国支部に提訴しました。

当初、岩国訴訟団はオスプレイ12機が7月岩国基地に陸揚げされたのを受け、8月3日(金)に現在係争中の爆音訴訟の追加提訴として地裁に追加申し立てを行いました。地裁に爆音訴訟とは別訴として提起することを提案されました。原告代理人である弁護士は「爆音訴訟の審理の遅延を防ぐという理由と思われる」と判断し、改めて28日に提訴しました。

請求の理由として「原告が悩まされ続けている米軍機騒音に加え、オスプレイの飛来で騒音ばかりか墜落の恐怖に脅かされることになる。平穏で健康的な人間らしい生活を維持するためには、オスプレイの一切の離着陸とエンジンを作動させないことが必要である」としています。

\*この訴訟の原告28人は、爆音訴訟原告654人の代表者となっています。

### ◆「第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団」

「米軍機の飛行差止めと損害賠償請求」を求めて米国を相手に提訴

「第三次嘉手納基地爆音差止訴訟原告団」では、米国に対して、「嘉手納基地を離発着する米軍機の飛行差止めと損害賠償請求」を144人の原告で、11月30日(金)に那覇地裁沖縄支部に提訴しました。この対米訴訟は「第2次嘉手納爆音訴訟」でも米国を相手に飛行差止訴訟を提起したものの、裁判所は訴状の送達をしないまま訴えを却下しました。さらに昨年7月の普天間爆音訴訟控訴審判決で「国は近接する嘉手納基地で、騒音被害が違法な水準に達しているとの司法判断が三度も示されているのに、抜本的な対策を講じていない上に、自ら定めた環境基準も達成していない」と厳しく指摘したものの、裁判所は第三者行為論により訴えを却下しました。

また、この提訴は上記の不条理を質すとともに、平成22年4月に施行された「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」を根拠にして提訴することになります。

### ◆「第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団」 新たに原告288人が追加提訴

「第2次普天間米軍基地から爆音をなくす訴訟団」では、12月13日(木)、原告288人が那覇地裁沖縄支部に追加提訴しました。新たに裁判に加わるのは、宜野湾市を中心にした普天間基地周辺住民でこれで第2次普天間爆音訴訟団の原告は3417人となりました。

裁判では、飛行差止めと損害賠償を求めている今回の追加提訴で裁判で違法だと認められたにも関わらず、爆音が継続し国が放置している状況は憲法に違反するという違憲確認を求めます。

島田 善次原告団長は「最高法規である憲法が上なのか、それとも安保条約が上なのか、そのどちらに沖縄の人たちは置かれているのか」と語っています。

### ◆「第2次新横田基地公害訴訟準備会」

(旧:「横田基地等の公害対策」を進める準備会)  
来年3月提訴を目標に「新たな爆音訴訟準備会」発足

横田基地は住宅地のご真ん中にあり、周辺住民は長い間騒音被害を受けてきました。

繰り返される訴訟に裁判所の判決では、何らの対策を取らない国の怠慢を厳しく指摘しました。

しかし、その後も騒音被害は放置されたままです。

また、今年3月に航空自衛隊航空総隊司令部が移転してきました。日米の共同使用による騒音の増加が懸念されています。このような状況のなかで、爆音被害をなくすために再度訴訟を起こす必要があると判断しました。

#### 提訴の目的を

1. 基地を離発着する航空機の夜7時~翌朝7時の飛行差止め
  2. 航空機騒音をはじめとする基地被害の救済 = 過去から将来に亘る基地被害に対する損害賠償
  1. 未だ認められていない環境基準70W地域の被害に対する損害賠償の実現
- として、最終1000人規模の原告団を結成して来年(2013年:平成25年)3月提訴を目標に原告の募集活動を行っています。

#### 全国爆音訴訟原告総数

36547人(来年3月現在)

- ・第四次厚木訴訟団7054人
- ・第三次嘉手納訴訟団22058人
- ・第2次普天間訴訟団3417人
- ・第5次/6次小松訴訟団2227人
- ・第9次横田訴訟団137人
- ・岩国訴訟団654人
- ・第2次新横田訴訟団(1000人)

# 米軍新型輸送機 MV-22オスプレイ 厚木基地乗り入れが現実!!

厚木爆同、平和運動センター、県央共闘と  
抗議・要請行動や監視行動を展開



米軍の新型輸送機MV-22オスプレイの厚木基地への乗り入れが現実となってきました。

オスプレイの危険性や国内での低空飛行訓練ルート、厚木基地乗り入れの危険などについて原告団ニュース31号(8月15日付け)でお知らせしましたが、11月2日森本防衛大臣は全国知事会場で12月中旬にオスプレイの本格運用が開始されるとの見通しを明らかにしました。また防衛省幹部は「厚木基地も訓練に使用される」との見方を示しました。

このことが11月5日と6日の両日新聞各紙に報道され、この報道を受けて第四次訴訟団では、厚木爆同、県央共闘、平和運動センターとともに「オスプレイの厚木基地乗り入れを絶対に許さない!!」の一連の行動を展開しています。

- ・11月8日(木) 南関東防衛局へ「国内配備反対と厚木への飛来、訓練実施の真偽確認」および厚木への飛来抗議と飛来阻止の申し入れ行動  
\* (参加者) 訴訟団・爆同 = 8名、他に平和運動センター・県央共闘
- ・11月29日(木) 南関東防衛局へ「11月8日申し入れの回答要請」と「飛来への再度の抗議」行動100名規模の参加者  
\* (参加者) 訴訟団・爆同 = 34名、他に平和運動センター・県央共闘
- ・12月5日(水) 米軍厚木基地司令官へ「オスプレイ厚木基地使用抗議、低空飛行訓練即時中止」抗議と申し入れ行動  
\* (参加者) 訴訟団・爆同 = 53名、他に平和運動センター、県央共闘
- ・12月13日(木) 大和市・大木 哲市長へ「オスプレイ厚木基地飛来反対についての要請」行動  
\* (参加者) 訴訟団・爆同 = 6名
- ・12月20日(木) 神奈川県・黒岩 祐治県知事へ「オスプレイ厚木基地飛来反対についての要請」行動  
\* (参加者) 訴訟団・爆同 = 4名
- ・12月23日(日) 沖縄と連帯して「オスプレイ配備撤回 / 米兵による凶悪事件糾弾 / 怒りの神奈川行動」  
集會～デモ行進～厚木基地正門前で抗議行動  
(デモコース) 東柏ヶ谷近隣公園～厚木基地正門～東柏ヶ谷近隣公園  
\* (参加者) 訴訟団・爆同 = 108名 他に平和運動センター、  
・県央共闘、首都圏ネットワーク 800名以上参加

**12.23 低空飛行訓練反対・厚木に来るな  
オスプレイ配備撤回! 米兵による凶悪事件糾弾! 怒りの神奈川行動**

**沖縄の空 本土の空は私たちの空です  
オスプレイ配備・飛行訓練反対!**

神奈川平和運動センター・厚木爆同・第四次訴訟団・県央共闘

12月23日東柏ヶ谷近隣公園に800人以上が集結  
オスプレイ配備・飛行訓練反対行動

\* 関連自治体(座間・綾瀬・海老名・相模原・町田・藤沢)へも別途要請行動を行います

### ◆「オスプレイ厚木基地飛来監視行動」

- \* 12月18日(火)～28日(金) 基地北側・ふれあいの森草柳広場  
基地南側・引地川公園ゆりの森  
※ 爆音測定、飛行記録、写真撮影等訴訟団役員  
と爆同執行委員で対応

## 【第5回ブロック長会議 開催】



2012年11月11日(日)大和市学習センターにおいて、第四次厚木爆音訴訟原告団の第5回ブロック長会議が開催されました。

四次訴訟団には12の支部があり、各支部長がいます。さらにその中に地域原告の居住状況に応じ、各地域にブロック長を設置しています。日頃より原告の皆さんと直接接して頂いているブロック長さんと本部との連携を深めるため、また、裁判の状況をお知らせするため、年1回のブロック長会議を開催しています。当日は弁護団6名を含め、92名が参加しました。

藤田団長、中野弁護団長の挨拶の後、弁護団安永弁護士より「結審を見据えた今後の訴訟活動・課題」について、裁判の争点や口頭弁論で提出した書面、結審までの見通しについて詳しく報告して頂きました。

次にリムピース編集長 和太郎氏に「オスプレイの危険性」について講演して頂きました。オスプレイの特徴やどんどころが危険か、などオスプレイの手作り模型や、ご自身が普天間基地で撮影した写真(スライド)を使い、わかりやすく解説していただき、オスプレイの危険性を改めて感じた講演会となりました。

(オスプレイの危険性については原告団ニュース31号(2012年8月15日)にも既に詳しく掲載しています。)

今回は藤沢支部が幹事となり、当日の準備、進行、世話役などご協力を頂きました。



(オスプレイについて講演中の頼編集長)

### 原告団からのお知らせ

- \* 「2013年 原告団 新春の集い」を開催します
  - ・開催日時 1月26日(土)13時～
  - ・会場 大和市学習センター 207会議室
  - ・内容 新年懇親会、抽選会 など
  - ・会費 1000円/お一人  
(当日会場受付で徴収します)
- ・参加申込み 1月15日(火)までに支部長さん、  
または訴訟団事務所にお申し込み下さい  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
- \* 「第23回 口頭弁論期日」について
  - ・期日 2月27日(水) 10時30分～
  - ・集合 9時30分 横浜スタジアム前
  - ・傍聴参加要請 別途、各支部を通じて参加要請を致します
  - ・報告会場: 波止場会館



**米艦載機、厚木基地へ飛来【2012年11月17日(土)】、  
米原子力空母ジョージワシントンが11月20日(火)朝、横須賀基地へ入港**

11月17日(土)午前8時半頃から午前11時25分頃にかけて、厚木基地北側から空母艦載機が次々に編隊を組んで飛来、滑走路手前上空でばらけては1機ずつ着陸しました。

8月20日に米原子力空母ジョージワシントンが横須賀基地を出港し、それに伴い厚木基地の艦載機も空母と共に、グアム、マレーシア、フィリピンなどの近海に航海へ出て、9月に「バリエントシールド合同演習」、11月に「キーンソード合同演習」に参加していました。10月には空母2隻態勢となり、米原子力空母ジョンCステニスと共に行動をとったようです。12月に入り、本格的な訓練が始まりました。うるさいときは苦情、抗議の電話を入れましょう。

**爆音がうるさい時は抗議と苦情の電話をしよう**

**抗議の電話は**

- ・座間防衛事務所……………046-261-4332
- ・南関東防衛局……………045-211-7129
- ・南関東防衛局(夜間・休日)…045-211-7386
- ・米海軍厚木基地……………0467-78-2664
- ・海上自衛隊厚木基地…………0467-78-8611

**苦情の電話は各市の渉外課・基地対策課**

- ・大和市基地対策課…………046-260-5310
- ・綾瀬市基地対策課…………0467-70-5604
- ・海老名市企画財政課…………046-235-4634
- ・座間市特定政策推進室…………046-252-8307
- ・相模原市渉外課……………042-769-8207
- ・藤沢市共生社会推進課…………0466-50-3501
- ・町田市企画政策課……………042-724-2103
- ・茅ヶ崎市広域事業政策課…………0467-82-1111(代)
- ・神奈川県基地対策課…………045-210-3375



怒

怒

怒

**原告団活動日誌  
原告団ニュース32号発行以降**

10月19日	原告団ニュース32号発送(3,000部)
10月27日	ピースフェスティバルin大和・綾瀬(模擬店など)
10月30日	弁護団会議
11月5日	第33回進行協議
11月6日	事務局会議(ブロック長会議対策)
11月8日	南関東防衛局抗議行動(オスプレイ厚木基地拠点報道の事実確認について)役員対応(8名)
11月8日	証拠書類(相互保証:9名分)弁護団へ送付
11月11日	第5回 ブロック長会議(83名参加)
11月17日	艦載機(厚木基地)飛来
11月18日	居住陳述書作成/弁護士フェスタ
11月20日	ジョージワシントン(横須賀基地)入港
11月26日	弁護団会議
11月28日	居住陳述書作成
11月29日	南関東防衛局抗議行動(オスプレイ国内配備反対、厚木基地飛来反対)(34名参加)
11月30日	居住陳述書53名分弁護団へ送付
12月5日	居住陳述書作成/2013年度原告団年会費請求書送付(2032通)
12月5日	「オスプレイ厚木基地使用抗議、低空飛行即時中止、違法爆音を許さない緊急集会」厚木基地正門前(53名参加)
12月7日	原告団過年度年会費未納世帯請求書送付(232通)
12月10日	第22回口頭弁論、第34回進行協議、報告集会(79名参加)
12月11日	全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議(立川市)
12月12日	証拠書類(差止め:8名分)弁護団へ送付/第9次横田基地公害訴訟(東京地裁立川支部)提訴行動参加
12月13日	居住陳述書作成(個別訪問)/大和市へ「オスプレイの厚木基地飛来反対について」要請(役員対応)
12月17日	弁護団会議/証拠書類(被害陳述書:661名分)弁護団へ送付
12月20日	神奈川県へ「オスプレイの厚木基地飛来反対について」要請(役員対応)(6名)
12月21日	居住陳述書作成
12月23日	オスプレイ配備撤回!米兵による凶悪事件糾弾!怒りの神奈川県行動(東柏ヶ谷公園)参加(原告団・爆音で108名参加)

**12月23日オスプレイ飛行訓練阻止  
沖縄行動に参加**

